資料８

Manifesto Awards 2024

令和８年度 議会活性化計画書

（附　令和７年度 議会活性化計画 最終評価書）

「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指して



芽室町議会

目次【令和８年度議会活性化計画書】

１　議会活性化計画の策定・・・

1　議会活性化計画の策定

芽室町議会は地域の活性化を促進するために次の目的で議会活性化計画を策定します。

（1）住民参画の促進

議会活動を町民に対して説明し、積極的に情報を公開することで、町民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

（2）政策決定と監視

議会は政策決定や町長の事務執行を監視・評価する役割を果たします。

（3）独自の政策立案と提言

提出された議案の審議や審査だけでなく、議会は独自の政策立案や提言にも取り組みます。

２　議会運営の活性化策

（１）芽室町議会基本条例の前文

地方議会は、二元代表制のもとで、行政機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指しています。

芽室町議会（以下「議会」といいます。）は、町民によって選ばれた議員（以下「議員」といいます。）で構成し、本町の最高規範である芽室町自治基本条例（平成 19 年芽室町条例第３号）による議会の役割と責務に基づき、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「町長等」といいます。）と緊張関係を保持しながら、町の最高意思決定機関であることを認識し、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展のために活動します。

また、議会は合議制の議事機関であり、町民への積極的な情報の公開、共有と説明責任の遂行により、町民の意思を的確に把握し、自由かっ達な討議を通じて、最も有益な結論に導いていく責務があります。

議員は、研鑽を積み、町民参加を基本としてまちづくりを推進する責務があります。

よって、議会の公正性・透明性を確保するとともに、「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指し、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定します。

（２）芽室町議会の運営の基本理念と基本方針

芽室町議会は、議会基本条例に沿って課題等を分析し、議員間討議を行い、次のとおり、基本理念及び基本方針を定め、議会改革と活性化を進めます。

ア　芽室町議会の運営の基本理念

「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」の実現

イ　芽室町議会の６つの基本方針

芽室町議会は、基本理念を実現するため、次の６点を基本方針とします。

（ア）開かれた議会

町民のまちづくりへの関心度を高めるとともに、町民への説明責任を果たすために、より一層の積極的な情報公開を行い、町民に分かりやすく、町民が参加しやすく、開かれた議会運営の実現を目指します。

（イ）公平・公正、透明な議会運営

町民の信頼と期待に応えていくため、議会が町民の代表機関であることを常に自覚し、自由かっ達な議論を行い、公平・公正を基本とした民主的で透明性の高い議会運営を目指します。

（ウ）適切な行政の監視と評価

適正な行政運営の確保のために、議決すべき事業の拡大を行うなど、行政への監視及び評価の機能の充実・強化を目指します。

（エ）町民本位の政策立案と提言

提出された議案の審議または審査を行うほか、町民の視点から議員が十分な議論を行い、議会としての合意形成を図ることにより、積極的に議員及び委員会の提案による条例制定、政策提案及び政策提言等に取り組み、立法機能の充実・強化を目指します。

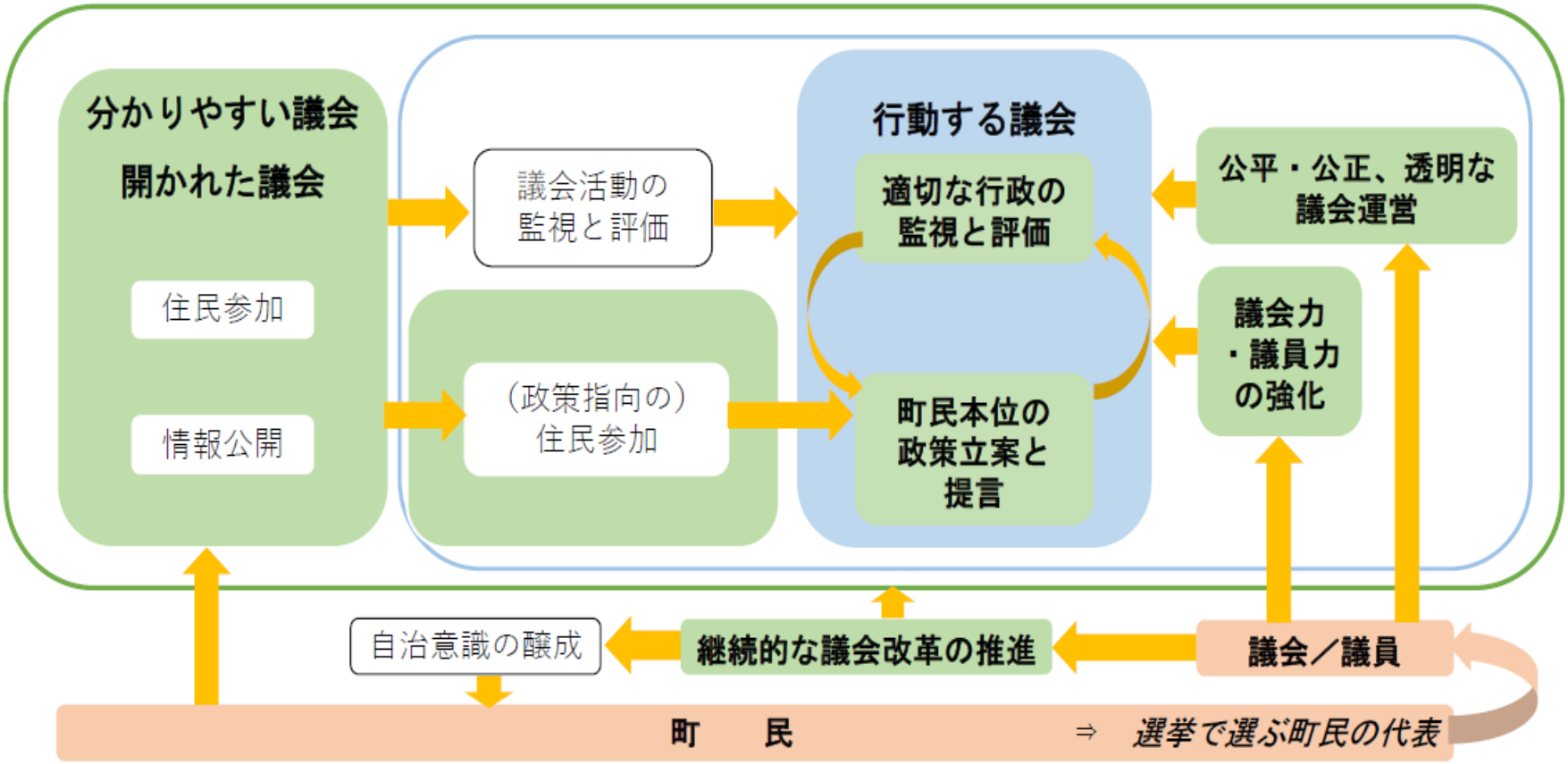
（オ）議会力、議員力の強化

議事機関として広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させるとともに、議員個々の資質を高め、議会権能の強化と活性化に取り組み、議会力及び議員力の強化を目指します。

（カ）継続的な議会改革の推進

町民に信頼されるために不断の努力と研鑽を行い、継続かつ持続的に議会改革に取り組みます。

芽室町議会における議会運営基本方針６項目（緑色の枠内の項目）の相関図



（３）活性化実行計画

政策課題名：施策（事業）名：　１．政策サイクルの再起動	Ｒ８年度 計画・評価	所管委員会：議会運営委員会 作成年月日：令和８年４月２２日

【現状】
本町議会における政策サイクルが十分に機能しているとは言えないため、再度検証し、再起動することが必要。

【目指す姿】
・計画的な協議・議論に基づく政策提案ができるようになる
・町民の声を議会の行動につなげる機動的な政策形成の実践

【政策目標】
・これまでの政策サイクルの検証
・予算、決算審査と連動したサイクルの確立
・政策討論会の充実に向けた検討と実施
・常任委員会における代表質問制度の導入検討
・議選監査委員のあり方検討

【今年度の計画】
①これまでの政策サイクルの検証
　・本町議会の政策サイクルについての検証

②予算、決算審査と連動したサイクルの確立
　・先進地の研究、内容と方法の検討

③政策討論会の充実に向けた検討と実施
　・内容と方法についての検証と実施

④常任委員会における代表質問制度の導入検討
　・先進地の研究、内容と方法の検討

⑤議選監査委員のあり方検討
　・チェック機能強化、研修の実施等

［全体行程］

項　目		Ｒ８年度		Ｒ９年度		R10 年度		R11 年度		備　考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
これまでの政策サイクルの検証	計画	→								
	実績									
予算、決算審査と連動したサイクルの確立	計画	→	→							
	実績									
政策討論会の充実に向けた検討と実施	計画	→	→							
	実績									
常任委員会における代表質問制度の導入検討	計画	→	→							
	実績									
議選監査委員のあり方を検討	計画	→								
	実績									

政策課題名：施策（事業）名：　２．広報広聴の機能拡充	Ｒ８年度 計画・評価	所管委員会：議会運営委員会 作成年月日：令和８年４月２２日

【現状】
広報広聴の各種メニューについて、適宜検証しながら運用している。議員の活動量平準化も含め、広報委員会の設置検討が必要

【目指す姿】
・政策サイクルに結び付く「町民との意見交換会」の実施
・読みたいと思われる「議会だより」の発行

【政策目標】
・「議会報告と町民との意見交換会」実施規程に基づく、手法の検討と実施
・読まれる議会だよりになるための改善と実施
・広報広聴委員会の設置の検討と整備

【今年度の取組み】

①「町民との意見交換会」の手法改善の検討と実施
・先進地の研究、手法の検討と実施

②読まれる「議会だより」のための改善と実施
・先進地の研究、内容の改善と実施

③広報広聴委員会の設置の検討と整備
・先進地の研究、活動量の平準化も考慮した委員会設置の検討

［全体行程］

項　目		Ｒ８年度		Ｒ９年度		R10 年度		R11 年度		備　考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
「町民との意見交換会」の手法改善の検討と実施	計画	→								
	実績									
読まれる「議会だより」のための改善と実施	計画	→	→							
	実績									
広報広聴委員会の設置の検討と整備	計画	→	→							
	実績									

政策課題名：施策（事業）名：３．持続可能な議会にするための環境創出	Ｒ８年度 計画・評価	所管委員会：議会運営委員会 作成年月日：令和８年４月２２日

【現状】
２０２３年の町議選は無投票。
多様な議員のなり手実現に向けた環境整備が必要。

【目指す姿】
多様な町民が議員を志すことができる。

【政策目標】
・「議員定数と報酬の見直し」の協議・検討と条例提案
・「議会ハラスメント防止条例」策定に向けた検討と条例提案
・「議員の学校」の開催に向けた検討と実施
・政務活動費の導入に向けた検討

【今年度の計画】

①　「議員定数と報酬の見直し」の協議・検討と条例提案
　・Ｒ９年５月施行に向けた、条例改正

②「議会ハラスメント防止条例」策定に向けた検討と条例提案
　・Ｒ８年６月条例提案に向けた検討

③「議員の学校」の開催に向けた検討と実施

④政務活動費の導入に向けた検討
　・今後の導入に向けた、条例改正含めた検討と実施

［全体行程］

項　目		Ｒ８年度		Ｒ９年度		R10 年度		R11 年度		備　考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
「議員定数と報酬の見直し」の協議・検討と条例提案	計画	→								
	実績									
「議会ハラスメント防止条例」策定に向けた検討と条例提案	計画	→								
	実績									
「議員の学校」の開催に向けた検討と実施	計画	→								
	実績									
政務活動費の導入に向けた検討	計画	→	→							
	実績									

政策課題名：施策（事業）名：　４．議会ＤＸの推進

Ｒ８年度
計画・評価

所管委員会：議会運営委員会
作成年月日：令和８年４月２２日

【現状】
本町議会のＩＣＴ推進計画において、ＩＣＴからＤＸへの転換しながら推進する必要がある。

【目指す姿】
・ＳＮＳによるタイムリーな情報発信ができるようになる。生成ＡＩを活用した議会活動と議会運営。
・より町民にわかりやすい一般質問の実施。

【政策目標】
・ＳＮＳツールの検証と再構築
・大型提示装置等を活用した一般質問の実施
・生成ＡＩ活用についての検討

【今年度の計画】

①ＳＮＳツールの検証と再構築
・ＳＮＳ運用についての検証と再構築

②大型提示装置等を活用した一般質問の実施に向けた環境整備
・先進地の研究、本会議場等における資料説明の検討

③生成ＡＩ活用についての検討
・活用方法とルール等についての検証と実施

［全体行程］

項　目		Ｒ７年度		Ｒ８年度		Ｒ９年度		R10 年度		備　考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
ＳＮＳツールの検証と再構築	計画	→	→							
	実績									
大型提示装置等を活用した一般質問の実施	計画	→	→							
	実績									
生成ＡＩ活用についての検討	計画	→	→							
	実績									

３　政策課題

（１）政策課題とその概要

ア　総務経済常任委員会

（ア）地域集会施設再整備推進事業

地域集会施設の再整備は、「芽室町公共施設等総合管理計画」を前提とし、上位計画である「第５期芽室町総合計画」及び「中長期財政計画」との整合性を確保しつつ、「芽室町地域集会施設再整備計画」に基づき、老朽化及び耐震性に課題を抱える地域集会施設について、安全性の確保と機能の再編を図りながら、計画的に進める必要がある。

また、地域集会施設は単なる貸館施設ではなく、住民自治の推進や地域コミュニティの維持・形成を支える拠点であり、地域住民の話し合い、自治会等の活動、世代間交流や地域のつながりを育む場として重要な役割を担っていることから、こうした視点を「芽室町地域集会施設再整備計画」に適切に反映していく必要がある。

さらに、令和８年度からは、地域集会施設の管理体制が、市街地では地域（運営協議会）による管理から直営（民間委託を含む）へ移行し、農村地域では地域管理を継続するなど、運営の枠組みが大きく変化する。この体制移行が「芽室町公共施設等総合管理計画」及び令和８年度に見直しを行う「芽室町地域集会施設再整備計画」と整合しているかを確認するとともに、地域集会施設が地域自治・地域づくりの拠点としての役割を維持・強化できるよう、調査研究を行う。

イ　厚生文教常任委員会

（ア）誰一人取り残されない重層的支援体制整備と地域福祉の担い手確保策

本町において、人口減少や少子高齢化に伴う地域社会の支え合い機能の低下や地域福祉の担い手不足が深刻な課題となっている。既存の支援制度の狭間に置かれた町民の存在がある現状を受け、当委員会では、町が進める重層的支援体制整備の取組に対し、議会の視点から本質的な課題解決のための調査研究を進め、「誰一人取り残されない重層的支援体制の整備と地域福祉の担い手確保」を政策課題に掲げ、実効性の高い具体的な提言を目指す。

（２）政策課題別実行計画

政策課題名：施策（事業）名：　**地域集会施設再整備推進事業**	Ｒ８年度 計画・評価	所管委員会：総務経済常任委員会 作成年月日：令和　８年　３月２４日

【現状】
- ●R8 度から市街地集会施設が直営、民間委託となる（公民館など貸館施設との違いが不明確）
- ●維持管理体制の変更により、地域コミュニティの拠点として弱体化
- ●老朽化や耐震性不足の課題解決が遠のく
- ●地域集会施設再整備計画の見直しが後手となる

【目指す姿】
- ●地域コミュニティの拠点
- ●災害に備える避難場所など
- ●安全で安心して利用できる施設

【政策目標】
安全・安心に利用できる地域コミュニティの拠点
【目標達成に向けての課題】
- ・地域コミュニティの拠点なる施設のあり方
- ・老朽化及び耐震性不足の課題解消と統廃合の推進
- ・貸館施設との違いの明確化
- ・市街地、農村地域のあり方確認

【芽室町総合計画との関係／関連するこれまでの議会の取組】
施策 5-１-2　住民自治の実現と地域の活力の維持

【今年度の計画】
・地域活動の多様化を踏まえ、地域活動、コミュニティ、災害の拠点となる、町民が主役となる地域集会施設再整備計画の見直し、策定の調査研究を行う
- ①老朽・耐震対象施設の再整備及び再整備面積の削減とコストの抑制
- ②地域コミュニティの拠点となる施設の在り方
- ③地域協議で合意した「再整備、規模、手法」の確認
- ④芽室町公共施設等総合管理計画との整合

［全体行程］

項　目		Ｒ８年度		Ｒ９年度		Ｒ10 年度		Ｒ11 年度		備　考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
老朽・耐震対象施設の再整備及び再整備面積の削減と直コストの抑制	計画		→							
	実績									
地域コミュニティの拠点となるべき施設の在り方	計画	→	→							
	実績									
地域協議で合意した「再整備、規模、手法」の確認	計画		→							
	実績									
芽室町公共施設等総合管理計画との整合	計画		→							
	実績									

政策課題：誰一人取り残されない重層的支援体制整備と地域福祉の担い手確保策

Ｒ８年度
計画・評価

所管委員会：厚生文教常任委員会
作成年月日：令和８年４月 14 日

【現状】
●制度の狭間にいる町民の存在
●地域福祉の担い手不足

【目指す姿】
●多機関協働によって誰一人取り残されない地域福祉の実現
●断らない相談窓口が機能する体制構築

【政策目標】
・断らない相談支援体制の構築
・地域福祉の担い手の確保

【目標達成に向けての課題】
・町民にとって「適切で包括的な相談窓口」が機能する体制づくり
・多機関協働を実現し地域福祉の担い手を確保する

【芽室町総合計画との関係／関連するこれまでの議会の取組】
施策３-３-１地域で支え合う福祉社会の実現
・令和７年 11 月 25 日第 11 回厚生文教常任委員会において、基幹相談支援センターの現地視察調査を行う。
・令和８年２月 12 日：第 15 回厚生文教常任委員会調査において、民生委員不在地域数の推移を確認。
・令和７年３月定例会議：一般質問の議論を踏まえ、「重層的支援体制整備」について、追跡調査を行うことを決定。

【今年度の計画】
①所管分野における以下の事項についての現状把握
・断らない相談支援窓口の運用状況と多機関協働状況の検証
・アウトリーチ（訪問支援）と参加支援（就労やボランティア活動など）の実効性
・地域づくりと地域福祉の担い手の確保策（町内会、民生委員、ボランティア、NPO 法人等）
②本町と類似する他自治体における先進事例の調査
③社会福祉協議会や支援団体との意見交換会実施

［全体行程］

項　目		Ｒ８年度		Ｒ９年度		Ｒ10 年度		Ｒ11 年度		備　考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
現状把握	計画	→								
	実績									
先進事例の調査	計画	→	→							
	実績									
関係団体との意見交換	計画	→	→							
	実績									

１　活性化実行計画の達成状況評価

政策課題名：施策（事業）名：　１．広報広聴の機能拡充	Ｒ７年度 計画・評価	所管委員会：議会運営委員会 作成年月日：令和８年３月３１日

【現状】
豊富な広報広聴の各種メニューについて、適宜検証しながら運用している。

【目指す姿】
・議会モニターの活用強化
・住民ニーズを踏まえた「町民との意見交換会」への刷新

【政策目標】
・「議会報告と町民との意見交換会」実施規程に基づく、手法の検討と実施
・読まれる議会だよりになるための改善と実施
・広報広聴委員会設置に向けた研究と検討

【今年度の取組み】
①「町民との意見交換会」の手法改善の検討と実施
　・先進地の研究、手法の検討と実施
②読まれる「議会だより」のための改善と実施
　・先進地の研究、内容の改善と実施
③広報広聴委員会の設置の研究と検討
　・先進地の研究、活動量の平準化も考慮した委員会設置の研究と検討

［全体行程］

項　目		Ｒ７年度		Ｒ８年度		Ｒ９年度		R10 年度		備　考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
「町民との意見交換会」の手法改善の検討と実施	計画	→	→							
	実績	→	→							
読まれる「議会だより」のための改善と実施	計画	→	→							
	実績	→	→							
広報広聴委員会の設置の研究と検討	計画		→							
	実績		→							

［Ｒ７年度評価］

達成評価	目標達成	概ね達成	未達成	未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
達成状況	①「町民との意見交換会」の手法改善の検討と実施 「議員定数と報酬の見直し」に関する議会報 と町民との意見交換会を実施 前期）日時：令和７年６月 23 日（月）～27 日（金） 場所：坂の上コミセン、祥栄ふれ愛館、上美生農村環境改善センター、ＪＡめむろ、芽室西コミセン、中央公民館 参加人数：67 名（６会場／市街地３・農村地域３） 後期）日時：令和７年９月 30 日（火）～11 月 5 日（水） 場所：上美生農村環境改善 センター、上伏古コミセン、坂の上コミセン、中伏古コミセン、北伏古コミセン、西土狩地域福祉館 祥栄ふれ愛館、毛根コミセン、美生コミセン、めむろーど、西コミセン、南コミセン、高岩地域福祉館、上芽室コミセン 商工会会議室、ＪＡめむろ、役場 参加人数：団体との意見交換会 66 名（７団体） 地域（町民）との意見交換会 101 名（14 会場／市街地 3・農村地域 11） 先進地の研究として、令和７年７月９日に全議員で栗山町議会を視察。 「議員の学校」の視察テーマの中で、地域での意見交換会の手法と実績等について学んだ。 ②読まれる「議会だより」のための改善と実施（先進地の研究、内容の改善と実施） ・先進地の研究として、令和７年 10 月７日に埼玉県寄居町議会を議会運営委員会で視察。 ・内容の改善として、「芽室高校生と一緒につくる」と企画をし、令和７年 12 月 18 日(16 名)、令和８年 1 月 23 日（８名）に生徒との意見交換会及び編集企画を実施。令和８年３月号の議会だよりに反映させた。 令和７年８月号からは、「芽室町議会ＮＡＶＩ～メムナビ」及び「議員定数と報酬の見直し」に関する特集記事を掲載。 また、編集企画会議においては、内容の確認・改善等議論しながら発行に取り組んできた。 ③広報広聴委員会の設置の研究と検討 ・議員定数と報酬の見直しの議員間討議の中でも「議員間の活動量の平準化の必要性」については意見として出されており、具体的な取組には至っていないが、概ね議員間討議においては共通認識が図れている。今後、広報活動の充実を図るとともに議員間の活動量の平準化を視野に入れながら、次年度への引継ぎとして整理する。									
情報提供										
意見聴取										
議員間討議	・「議員定数と報酬の見直し」にあたり、「素案」確定のための議員間討議を令和７年６月２日に実施。６月 18 日、７月 15 日、７月 29 日、 ８月７日、９月 18 日、９月 29 日、12 月５日、12 月 16 日、12 月 22 日に全員協議会を開催し、議員間での討議を通じて、「答申書案」を確定。 12 月 22 日に議会運営委員会から議長に答申書を手交した。									
特記事項										

政策課題名：施策（事業）名：　２．持続可能な議会にするための環境整備 （「政務活動費」、「報酬・定数」）	Ｒ７年度 計画・評価	所管委員会：議会運営委員会 作成年月日：令和８年３月３１日

【現状】
2023 年の町議選は無投票。
多様な議員のなり手実現に向けた環境整備が必要。

【目指す姿】
多様な町民が議員を志すことができる。

【政策目標】
・政務活動費の導入検討
・定数と報酬の見直しの検討

【今年度の計画】
①政務活動費の導入検討
・R8 年度からの導入に向けた、条例改正含めた検討と実施
②議員定数と報酬の見直しの検討
・R9 年 5 月施行に向けた、条例改正含めた検討
・町民との意見交換会の実施（市街地・農村地域）

［全体行程］

項　目		Ｒ７年度		Ｒ８年度		Ｒ９年度		R10 年度		備　考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
政務活動費の導入検討	計画	→	→							
	実績	→	→							
議員定数と報酬の見直し検討	計画	→	→							
	実績	→	→							

［Ｒ７年度評価］

達成評価	目標達成	概ね達成	未達成	未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
達成状況	①政務活動費の導入検討 ・令和７年４月 10 日全員協議会において、導入にあたっての基本な考え方を共有。 ②議員定数と報酬の見直しの検討 議運での協議回数：19 回 全員協議会での協議回数：15 回 研修の実施、議会だよりでの特集記事掲載、意見交換会の開催等 「議員定数と報酬の見直し」に関する議会報 と町民との意見交換会を実施 前期）日時：令和７年６月 23 日（月）～27 日（金） 場所：坂の上コミセン、祥栄ふれ愛館、上美生農村環境改善センター、ＪＡめむろ、芽室西コミセン、中央公民館 参加人数：67 名（６会場／市街地３・農村地域３） 後期）日時：令和７年９月 30 日（火）～11 月 5 日（水） 場所：上美生農村環境改善 センター、上伏古コミセン、坂の上コミセン、中伏古コミセン、北伏古コミセン、西土狩地域福祉館 祥栄ふれ愛館、毛根コミセン、美生コミセン、めむろーど、西コミセン、南コミセン、高岩地域福祉館、上芽室コミセン 商工会会議室、ＪＡめむろ、役場 参加人数：団体との意見交換会 66 名（７団体） 地域（町民）との意見交換会 101 名（14 会場／市街地 3・農村地域 11） 先進地の研究として、令和７年７月９日に全議員で栗山町議会を視察。 「議員の学校」の視察テーマの中で、地域での意見交換会の手法と実績等について学んだ。 令和７年８月号からは、「議員定数と報酬の見直し」に関する特集記事を掲載。 ・「議員定数と報酬の見直し」にあたり、「素案」確定のための議員間討議を令和７年６月２日に実施。６月 18 日、７月 15 日、７月 29 日、８月７日、９月 18 日、９月 29 日、12 月５日、12 月 16 日、12 月 22 日に全員協議会を開催し、議員間での討議を通じて、「答申書案」を確定。 12 月 22 日に議会運営委員会から議長に答申書を手交した。									
情報提供										
意見聴取										
議員間討議	全員協議会において、議員定数と報酬の見直しに関する議員間討議を実施（令和７年６月２日、６月 18 日、７月 15 日、７月 29 日、８月７日、９月 18 日、９月 29 日、12 月５日、12 月 16 日、12 月 22 日）。12 月 22 日に答申後も、令和８年２月 10 日、３月３日に議員間における討議を実施した。									
特記事項										

政策課題名：施策（事業）名：　３．多様な議員のなり手実現に向けての環境整備	Ｒ７年度 計画・評価	所管委員会：議会運営委員会 作成年月日：令和８年３月３１日

【現状】
2023 年の町議選は無投票。
多様な議員のなり手実現に向けた環境整備が必要。

【目指す姿】
多様な町民が議員を志すことができる。

【政策目標】
・「議員のなり手養成講座」の実施に向けた検討と実施
・「議会ハラスメント防止条例」策定に向けた検討と実施
・「議会のトリセツ」等広報の検討と実施

【今年度の計画】
①「議員のなり手養成講座」の実施に向けた検討と実施
　・先進地の研究、養成講座の検討と実施
②「議会ハラスメント防止条例」策定に向けた検討と実施
　・先進地の研究、条例制定に向けた検討
③「議会のトリセツ」等広報の検討と実施
　・先進地の研究、内容と方法の検討

［全体行程］

項　目		Ｒ７年度		Ｒ８年度		Ｒ９年度		Ｒ10 年度		備　考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
「議員のなり手養成講座」の実施に向けた検討と実施	計画	→	→							
	実績	→	→							
「議会ハラスメント防止条例」策定に向けた検討と実施	計画	→	→							
	実績	→	→							
「議会のトリセツ」等広報の検討と実施	計画	→	→							
	実績	→	→							

［Ｒ７年度評価］

達成評価	目標達成	概ね達成	未達成	未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
達成状況	①「議員のなり手養成講座」の実施に向けた検討と実施 ・先進地の研究として、令和７年７月９日に全議員で栗山町議会を視察。 「議員の学校」の開催手法及び実績等について学んだ。 ・令和８年１月 26 日の議運において開催要領案を協議、２月 10 日の全員協議会で協議。２月 18 日の第３回議会モニター会議で意見聴取した。 ・令和８年４月より全６回シリーズで「議員の学校」を開催予定。 ②「議会ハラスメント防止条例」策定に向けた検討と実施 ・条例制定に向けた検討：議会運営委員会のミーティングにおいて協議し、令和８年 12 月 19 日の議運において協議。 その後、12 月 22 日、令和８年２月 10 日の全員協議会において基本方針と対象者等について共通認識を図っている。 今後、条文を整理、協議した上で、条例制定に向けて取り組む。 ③「議会のトリセツ」等広報の検討と実施 ・前議会改革諮問会議からの答申事項でもあったため、取組の手法やあり方について検討。 「芽室町議会ＮＡＶＩ～メムナビ～」として令和７年８月号から８回シリーズで議会だよりにページ立てして掲載してきた。 今後は冊子化して、議会図書コーナーへ配置し、さらに各種事業においても活用していく。									
情報提供										
意見聴取										
議員間討議										
特記事項										

政策課題名：施策（事業）名：　４．政策サイクルの再起動	Ｒ７年度 計画・評価	所管委員会：議会運営委員会 作成年月日：令和８年３月３１日

【現状】
本町議会における政策サイクルを再度検証し、再起動することが必要

【目指す姿】
・計画的な協議・議論に基づく政策提案ができるようになる。
・町民の声を議会の行動につなげる機動的な政策形成の実践

【政策目標】
・これまでの政策サイクルの検証
・予算、決算審査と連動したサイクルの確立
・政策討論会の充実に向けた検討と実施
・常任委員会における代表質問制度の導入検討

【今年度の計画】
①これまでの政策サイクルの検証
　・本町議会の政策サイクルについての検証
②予算、決算審査と連動したサイクルの確立
　・先進地の研究、内容と方法の検討
③政策討論会の充実に向けた検討と実施
　・内容と方法についての検証と実施
④常任委員会における代表質問制度の導入検討
　・先進地の研究、内容と方法の検討

［全体行程］

項　目		Ｒ７年度		Ｒ８年度		Ｒ９年度		Ｒ10 年度		備　考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
これまでの政策サイクルの検証	計画	→	→							
	実績		→							
予算、決算審査と連動したサイクルの確立	計画	→	→							
	実績		→							
政策討論会の充実に向けた検討と実施	計画	→	→							
	実績		→							
常任委員会における代表質問制度の導入検討	計画	→	→							
	実績									

［Ｒ７年度評価］

達成評価	目標達成	概ね達成	未達成	未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
達成状況	①これまでの政策サイクルの検証 ・議会運営委員会において、会津若松市議会視察前にこれまでの取組について整理し共有した。 ②予算、決算審査と連動したサイクルの確立 ・先進地の研究として、福島県会津若松市議会を議会運営委員、予算決算特別員会正副委員長にて視察。 ・今後、芽室町議会における政策サイクルの再確認と再起動に向けて取組を進めていく。 ③政策討論会の充実に向けた検討と実施 ・各常任委員長と実施に向けた協議を進めてきたが、政策討論会実施には至っていない。 ・今年度、厚生文教常任委員会において、抽出事業の総括をするにあたり４月に政策討論会を開催予定（提言書の作成につなげる）									
情報提供										
意見聴取										
議員間討議										
特記事項										

政策課題名：施策（事業）名：　５．議会ＤＸの推進	Ｒ７年度 計画・評価	所管委員会：議会運営委員会 作成年月日：令和８年３月２４日

【現状】
本町議会のＩＣＴ推進計画において、ＩＣＴからＤＸへの転換しながら推進する必要がある。

【目指す姿】
・計画的な協議・議論に基づく政策提案ができるようになる。
・町民の声を議会の行動につなげる機動的な政策形成の実践

【政策目標】
・ＳＮＳツールの検証と再構築
・大型提示装置等を活用した一般質問の実施
・生成ＡＩ活用についての検討
・タブレット端末活用に関する検証

【今年度の計画】
①ＳＮＳツールの検証と再構築
　・ＳＮＳ運用についての検証と再構築
②大型提示装置等を活用した一般質問の実施
　・先進地の研究、本会議場等における資料説明の検討
③生成ＡＩ活用についての検討
　・活用方法とルール等についての検証と実施
④タブレット端末活用に関する検証
　・本町議会ＩＣＴ推進計画基本事項の検証と実施

［全体行程］

項　目		Ｒ７年度		Ｒ８年度		Ｒ９年度		R10 年度		備　考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
ＳＮＳツールの検証と再構築	計画	→	→							
	実績									
大型提示装置等を活用した一般質問の実施	計画	→	→							
	実績									
生成ＡＩ活用についての検討	計画	→	→							
	実績		→							
タブレット端末活用に関する検証	計画	→	→							
	実績									

［Ｒ７年度評価］

達成評価	目標達成	概ね達成	未達成	未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他

達成状況	①ＳＮＳツールの検証と再構築 ・発信のルール化やＳＮＳ運用についての検証までは取り組めていない。 ・今後、既存のＳＮＳの検証、あらたなツールの研究等、中長期な視点で取り組む。 ②大型提示装置等を活用した一般質問の実施 ・検討にいたっていない。 ③生成ＡＩ活用についての検討 ・令和８年５月に議員研修を開催することで調整済み。 ・今後の活用等については、研修後に整理しながら取り組んでいく。 ④タブレット端末活用に関する検証 ・芽室町議会ＩＣＴ推進計画基本事項の検証には至っていないが、紙資源の削減、さまざまな場面でのタブレット活用、災害時の使用方法確認等、現状を検証し今後の取組を進めていく。
情報提供	
意見聴取	
議員間討議	
特記事項	

２　政策課題別実行計画の達成状況評価

（１） 総務経済常任委員会

ア　まちなか再生推進事業

「まちなか再生ビジョン」が施行され、まちなか再生推進事業がスタートしたが、かつての「賑わい」を取り戻し、新たな「賑わい」を創出したまちなかの具体的なイメージが見えていない。

また、新たな施策である Park-PFI が、まちなか再生や中心市街地活性化にどのように寄与するかが不明確である。

まちなか再生推進事業が町民の思いを反映し、町民とともに推進できる事業であるか、また財政的に実現可能であるかを調査・研究する。

イ　協働のまちづくり活動支援事業

少子高齢化や人口減少に伴い、町内会組織の高齢化や加入率の低下が加速している。また、住民ニーズの多様化や複雑化によりコミュニティの在り方も大きく変化している。

これら社会情勢の変化をうけいれながら、時代に即した協働のまちづくりを推進するために、地域コミュニティの在り方や、地域担当職員制度のさらなる機能発揮について調査・研究する。

（２） 厚生文教常任委員会

ア　地域に必要とされる医療提供体制と持続可能な公立芽室病院の経営強化策

公立芽室病院は、総務省が示す「持続可能な地域医療体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に基づき、令和５～９年度を期間とする「公立芽室病院経営強化プラン」を策定した。現在、役割・機能の最適化と連携強化、医師・看護師等の確保と働き方改革、経営形態の見直し、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組、施設・設備の最適化、経営の効率化等の項目に基づき、さまざまな取組を進めている。

全国的に少子高齢化と人口減少が進み、公立病院の多くが経営悪化に直面する中、地域包括ケアシステムの中核施設や地域医療提供体制の拠点となる公立芽室病院の持続可能な経営策について、必要に応じた政策提言を行うことは議会の重要な責務であることから調査研究を進める。

政策課題名：施策（事業）名：　まちなか再生推進事業	R7 年度 計画・評価	所管委員会：総務経済常任委員会 作成年月日：令和８年３月２４日

【現状】
- ●R6 スタートした事業だが、町民への周知、説明が不足している。また、町民のビジョンへの理解が充分ではない。
- ●具体的なまちなか再生のイメージが見えない
- ●Park-PFI がまちなか再生につながるか、不透明
- ●実現に向けた、将来の財政計画が明確でない

【目指す姿】
- ●生活者、消費者に必要とされる、まちなか再生。
- ●このまちに暮らす町民のため
- ●まちなかの「賑わい」、町内外者が集う場の創出

【芽室町総合計画との関係／関連するこれまでの議会の取組】

施策 1-2-1　地域内経済循環の推進と商工業の推進

【今年度の計画】
- ・かつての「賑わい」新しい「賑わい」が創出される、まちなか再生推進事業とするべく調査研究を行う。
  - ①まちなか再生事業の進捗状況
  - ②町民の幸福度及び福祉の向上と中心市街地活性化につながるか
  - ③Park-PFI はまちなか再生につながるか
  - ④実現可能な財政計画であるか

【政策目標】

【目標達成に向けての課題】
- ・町の歴史、先人の思い、町民ニーズを踏まえた、実現可能な「芽室町まちなか再生推進事業」の検証
- ・「芽室町まちなか再生」に向け、町民への周知、合意形成がされた上での事業実施
- ・人口減でも元気なまちづくり
- ・財政面からみて、実現可能な計画であるかの検証

[全体行程]

項　目		R７年度		R８年度		R９年度		R10 年度		備　考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
まちなか再生事業の進捗状況	計画	→	→							
	実績	→	→							
町民の幸福度及び福祉の向上と中心市街地活性化につながるか	計画		→							
	実績		→							
Park-PFI はまちなか再生につながるか	計画	→	→							
	実績	→	→							
実現可能な財政計画	計画	→	→							
	実績	→	→							

［Ｒ７年度評価］

達成評価	目標達成	概ね達成	未達成	未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
達成状況	先進地事務調査を行うとともに、委員会調査を適宜行い、「まちなか再生事業」のあり方について検討を深めた。4 項目の調査結果については以下に記す。 ① まちなか再生事業の進捗状況 先進事例では具体的な整備・運営が進展しているが、本町では構想段階が中心であり、具体化は途上。 ② 町民の幸福度及び福祉の向上と中心市街地活性化につながるか 先進事例では回遊動線の設計が効果を上げているが、本町では今後の検討課題。公園整備とイベント連携により人流創出の成果が見られるが、本町では効果がまだ明確でない。 ③ Park-PFI はまちなか再生につながるか 民間活力導入の有効性は確認されたが、本町における適用可能性や効果は引き続き検証が必要。 ④ 実現可能な財政計画 長期的な財政計画や収支見通しが不明確であり、具体的な検証が必要。									
情報提供	議会だより、議会ホームページにて情報を発信した。									
意見聴取	10/23　先進地事務調査として、埼玉県志木市（市役所・いろは親水公園ほか）を視察した。 11/6　第 2 回モニター会議に抽出事業について報告し、意見交換を実施した。									
議員間討議	・6/20（委員会）先進地視察の目的、視察先・時期についての協議 ・7/15（委員会）視察先の決定と、抽出事業のスケジュールについて協議 ・10/31（委員会）視察報告について協議 ・11/7（委員会）視察報告書について協議、12 月定例会において報告することを共有 ・11/18（委員会）視察報告文書の最終確認 ・12/22（委員会）第 2 回モニター会議の意見の取扱いについて協議									
特記事項	本事業については、公園整備と中心市街地活性化を一体的に推進する先進事例から、官民連携による実践的なまちづくり手法を確認した。 特に、Park-PFI 制度と指定管理者制度を組み合わせた運用や、民間収益の再投資による持続的な管理手法は、本町においても有効な手法となり得る。また、駅前から商店街、公園へとつながる回遊動線の設計や、まちづくり会社の活用など、面的なにぎわい創出の視点も重要である。一方で、本町においては、事業の具体像や財政的な実現可能性、町民理解の不足といった課題があることから、官民協働の仕組みづくりと合意形成のプロセスを重視した検討が求められる。									

政策課題名：協働のまちづくり活動支援事業について
（地域コミュニティのあり方について／地域担当職員制度のさらなる機能発揮について）

R7 年度
計画・評価

所管委員会：総務経済常任委員会
作成年月日：令和8年3月24日

【現状】
●少子高齢化や人口減少等により、町内会組織の高齢化や加入率の低下が加速している。
●住民ニーズの多様化・複雑化により、コミュニティのあり方が大きく変化している（町内会未加入者でも地域活動に貢献している）。

【目指す姿】
●多くの町民が参画する自治の構築（多様な価値を尊重したコミュニティの受容）
●「地域担当職員制度」の目的と役割を再考し、住民とのきめこまかな接点として、時代に即した機能に再生する。

【芽室町総合計画との関係／関連するこれまでの議会の取組】
施策　5-1-2　住民自治の実現と地域の活力の維持

【今年度の計画】
・時代に即した協働のまちづくりの推進にむけ、下記4項目を調査研究する。
① 地域（住民）の声を行政が「共有するしくみ」の調査研究
② 地域（住民）の声を行政が「政策（予算含む）に反映するしくみ」の調査研究
③ 地域コミュニティの自治活動事例の調査研究

【政策目標】
時代に即した協働のまちづくりの推進
【目標達成に向けての課題】
・「地域」を「町内会」と捉えられない実態（町内会廃止、加入率減等）
・「広聴機能」と「シティプロモーション政策」との類似
（地域担当職員制度の「現状」と「目標」の「かい離」）

［全体行程］

項　目		R７年度		R８年度		R９年度		R10 年度		備　考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
地域（住民）の声を行政が「共有するしくみ」の調査研究	計画	→	→							
	実績	→	→							
地域（住民）の声を行政が「共有」し「政策に反映」するしくみの調査研究	計画	→	→							
	実績	→	→							
地域コミュニティの自治活動事例の調査研究	計画	→	→							
	実績	→	→							

［Ｒ７年度評価］

達成評価	目標達成	概ね達成	未達成	未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
達成状況	先進地事務調査を行うとともに、委員会調査を適宜行い、「協働のまちづくり活動支援事業」のあり方について検討を深めた。3 項目の調査結果については以下に記す。 ① 地域（住民）の声を行政が「共有するしくみ」の調査研究 先進事例では、まちづくり会議により多様な主体が参画し、地域課題を共有する仕組みが確立されている。本町においても一定の仕組みはあるが、十分とは言えない。地域担当職員制度は本町では広聴機能に偏重しており、本来の協働推進機能との乖離が見られるため、制度の再整理が必要。 ② 地域（住民）の声を行政が「共有」し「政策に反映」するしくみの調査研究 要望の取りまとめ・可視化・公表の仕組みは有効であり、政策への反映プロセスが明確である点は評価できる。一方、本町では反映プロセスの見えにくさが課題。 ③ 地域コミュニティの自治活動事例の調査研究 住民主体の会議運営により地域力の向上が見られるが、加入率低下や担い手不足などの課題は継続している。									
情報提供	議会だより、議会ホームページにて情報を発信した。									
意見聴取	10/22　先進地事務調査として、千葉県習志野市を視察した。 11/6　第 2 回モニター会議に抽出事業について報告し、意見交換を実施した。									
議員間討議	・6/3（委員会）「地域担当職員制度」について調査 ・6/20（委員会）先進地視察の目的、視察先・時期についての協議 ・7/15（委員会）視察先の決定と、抽出事業のスケジュールについて協議 ・10/31（委員会）視察報告について協議 ・11/7（委員会）視察報告書について協議、12 月定例会において報告することを共有 ・11/18（委員会）視察報告文書の最終確認 ・12/22（委員会）第 2 回モニター会議の意見の取扱いについて協議									
特記事項	先進地調査では、地域担当制及びまちづくり会議の一体的な運用により、住民主体と行政の伴走支援が有機的に機能している点が高く評価できる。特に、住民要望の可視化や、職員の地域参画による人材育成の仕組みは、本町においても参考とすべき重要な要素である。 一方で、本町における地域担当職員制度は、広聴機能に偏重している実態が見られ、制度の目的と運用の乖離が課題として認識された。 今後は、制度の再定義を行い、住民参加の仕組みを再構築するとともに、次期総合計画を見据えた調査・検討が必要である。									

政策課題名：地域に必要とされる医療提供体制と持続可能な公立芽室病院の経営強化策

Ｒ７年度
計画・評価

所管委員会：厚生文教常任委員会
作成年月日：令和　８年　３月３０日

【現状】
●コロナ禍以降の人件費及び物価高騰の影響による経営状況の悪化
●施設・設備の老朽化

【目指す姿】
●地域密着型医療の推進
●効率的な経営の実現
●地域住民とのコミュニケーション

【政策目標】
・安定した地域医療体制確保のために果たすべき公立芽室病院の役割の明確化と効率的な経営形態の実践

【目標達成に向けての課題】
・コロナ禍以降における安定した病院経営
・高齢化の加速や人口減少社会において地域に必要な医療提供体制の確立（地域包括ケアシステムで果たすべき病院機能）

【芽室町総合計画との関係／関連するこれまでの議会の取組】
施策３－１－２　公立芽室病院の総合的な医療体制の維持・発展
・2019 年度抽出事業「公立芽室病院の地域における役割の明確化」
・常任委員会での定例調査
・予算決算特別委員会での調査

【今年度の計画】
①コロナ禍以降の他自治体病院の経営状況の把握
②経営形態見直しについての調査研究
③地域包括ケアシステムを含めた現状調査

［全体行程］

項　目		Ｒ７年度		Ｒ８年度		Ｒ９年度		R10 年度		備　考
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
コロナ禍以降の他自治体病院の経営状況の把握	計画	→	→							
	実績	→	→							
経営形態見直しについての調査研究	計画	→	→							
	実績	→	→							
地域包括ケアシステムを含めた現状調査	計画	→	→							
	実績	→	→							

［Ｒ７年度評価］

達成評価	目標達成	概ね達成	未達成	未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
達成状況	【今年度の計画】への取組と調査実施状況 ① 総務省資料等を確認し全国的・全道的な公立病院の経営状況を確認した（５月～６月）。 ② 経営形態手法（公営企業法全部適用）について先進事務調査（山形県高畠病院）を行い（８月 20～21 日）、委員会として調査結果を総括し 12 月定例会議初日にて報告した。 ③ 高齢者支援課から担当者を招き「全世代型地域包括支援システム」について議員専門研修を行った（12 月 17 日）。 ④ 経営強化プラン進捗状況調査と四半期ごとの経営状況調査（R７年５月 22 日、６月 17 日、８月 26 日、11 月４日、R８年２月 12 日）の実施。 以上の取組と議員間討議を経て、本町における「地域に必要とされる医療提供体制と公立芽室病院の持続可能な病院経営強化策」について以下のとおり論点整理を行った。 １　地域ニーズを踏まえた病院機能の明確化 ２　財政の健全化と持続可能な経営基盤確立 ３　地域包括ケアシステムにおける役割の確立 ４　利用しやすく開かれた病院づくりと医療提供体制の高度化 ５　公立病院としての存在意義と将来像の共有 以上の論点のもと、現在進行中の経営強化プランを着実に推進することが重要と総括した。									
情報提供	議会広報誌、HP 等での情報公開を実施した。									
意見聴取	・議会モニター会議にて抽出事業の取組について意見交換を実施した。 ・どんぐり会との意見交換会で障がい者の特性に配慮した医療提供体制について意見があった。									
議員間討議	・先進事務調査に向けての課題と論点の整理 ・先進事務調査後の議員間討議 ・委員会専門研修後に実施した委員へのアンケート ・令和 7 年度の取組総括に向けた議員間討議では現在進行中の経営強化プランの基づいた取組を推進することが重要である一方、・現役世代に向けた予防医療体制や相談窓口の充実・企業健診ニーズの開拓・障がい者保護者団体からのオンライン診療ニーズ・通院に際する移動支援ニーズの検証など住民意見に基づくさらなる取組が必要であることが共有できた。									
特記事項	・他自治体では公立病院を抱えることが自治体経営困難の一因となっている状況もある。抽出事業としての調査は終えるが今後も四半期ごとの経営状況報告において令和９年までが実施期間である「経営強化プラン」の進捗状況を踏まえながら緊張感を持った委員会調査を実施していく。 ・病院建て替えについては将来の病院像を明確にすることで施設整備の最適化に向けた検討を行うべきである。 ・経営強化プランの中に記載のある「公営企業法全部適用」については多角的な検証と慎重に取り進めるべきとの委員会総意とする。									

令和７年度芽室町議会基本条例検証シート集計表

【検証結果の基準】
①条文に従いこれまでどおり取り組む
②改善・拡充に向け新たに取組を検討
③今回の検証をもとに条文を改正
④条文の表現や字句を整理
⑤その他

条　項	検証結果集計（単位：人）					条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
	①	②	③	④	⑤					
前文	12	3	0	1	0	地方議会は、二元代表制のもとで、行政機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指しています。 芽室町議会（以下「議会」といいます。）は、町民によって選ばれた議員（以下「議員」といいます。）で構成し、本町の最高規範である芽室町自治基本条例（平成19年芽室町条例第３号）による議会の役割と責務に基づき、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「町長等」といいます。）と緊張関係を保持しながら、町の最高意思決定機関であることを認識し、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展のために活動します。 また、議会は合議制の議事機関であり、町民への積極的な情報の公開、共有と説明責任の遂行により、町民の意思を的確に把握し、自由かつ達な討議を通じて、最も有益な結論に導いていく責務があります。議員は、研鑽を積み、町民参加を基本としてまちづくりを推進する責務があります。 よって、議会の公正性・透明性を確保するとともに、「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指し、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定します。		**検討**	**議会基本条例制定からこの間、地方議会を取り巻く環境は大きく変化している。前文は条例の趣旨、目的、基本原則を示したものであり、点検が必要。**	**出された意見も含め、前文についてはあらためて全議員で協議する。**
	（記述） ②	・月１回程度、夜間に議会窓口（相談、意見徴収期間）を議員数名交代制で設置する。 ・議会基本条例制定から１３年目を迎える。この間地方議会を取り巻く環境は大きく変化しました。前文は議会としての存在意義、理念、覚悟を町民に示す宣言でもあると考えます。改正ありきではなく、前向きに検討する作業も必要。 ・「分かりやすい議会」の実現に向けた取組が進展する中で、ICTの活用や若者世代の参加促進、議会活動の可視化をより明確に位置付けるため、SNSや動画配信等を活用した情報発信の強化を図る旨を前文に反映することを検討する。									
	③									
	④	・いまの時代に即した表現について検証してはどうか。 例えば、 ・主権者教育・政治参加の促進 ・持続可能な議会・地域社会 ・多様な担い手の確保 ・対話と熟議 ・将来世代への責任 など								
	⑤									
第１条　目的	16	0	0	0	0	この条例は、議会が果たすべき自主的かつ自律的な運営を実現するための基本的な事項を定め、議会の役割を明確にするとともに、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展に寄与することを目的とします。		なし		
	（記述） ②									

条　項		検証結果集計（単位：人）					条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
		③									
		④									
		⑤									
第２条	基本理念	16	0	0	0	0	議会は、町民の代表としての負託と信頼に応え、大局的な視点から意思決定し、真の地方自治の実現に取り組みます。		なし		
		（記述） ②									
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	２ 議会は、町政運営に関する監視、調査、政策形成及び提言機能を併せ持つ機関としての責任を果たします。	・政策サイクルの構築については課題の共有ができているので引き続き取り組む。	なし		
		（記述） ②									
		③									
		④									
		⑤									
		15	1	0	0	0	３ 議会は、予算及び決算をはじめとする町政に係る様々な事項に対し、議事機関としての責任を果たします。	・一部修正等の仕組み。 （一部疑問な事項でも全体決議としてみ見逃す） ・今年度議運では先進事務調査に行っているので引き続き決算審査からの政策サイクル構築にも取り組む。	なし		
		（記述） ②	・予算・決算特別委員会で。各款ごとに一旦休憩し、自由討議をし、一部修正等を見出し、その後の手続きを決める。								
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	４ 議会は、広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させることを目的に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化並びに活性化に取り組み、議会力及び議員力を強化します。		なし		
		（記述） ②									
		③									
		④									

条　項		検証結果集計（単位：人）					条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
		⑤									
第３条	議会の活動原則						議会は、全ての会議を原則公開するとともに、民主的かつ効率的な 議会運営のもとに、次の活動を行います。				
		16	0	0	0	0	（１） 議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行うこと。		なし		
		（記述） ②									
		③									
		④									
		⑤									
		15	1	0	0	0	（２） 町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制すること。	・町民意思と施策・事業内容・目的等の乖離。	なし		
		（記述） ②	・町民に真の情報公開を模索する。								
		③									
		④									
		⑤									
		15	1	0	0	0	（３）議員相互間の自由かっ達な討議を通して意見を集約し運営すること。	・議員同士の討議で、相手の意見を否定することが難しい。	なし		
		（記述） ②	・討議にディベート要素を入れる								
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	（４）議決責任を深く認識するとともに、重要な事項についての議案を議決したときは、町民に対して説明すること。		なし		
		（記述） ②									
		③									

条　項		検証結果集計（単位：人）					条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
		④									
		⑤									
第４条	委員会及び委員長の活動原則						芽室町議会委員会条例（昭和62年条例第２号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」といいます。）は、次の活動を行います。				
		16	0	0	0	0	（１）審査及び調査に当たっては、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行うこと。		なし		
		（記述） ②									
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	（２）町民に対し審査の経過及び所管する行政課題等に対処することを目的に、意見交換会等を開催すること。		なし		
		（記述） ②									
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	（３）委員長は、副委員長と協議のうえ、委員会の秩序保持に務め、効率的な議事の整理を行い、委員会の事務をつかさどること。		なし		
		（記述） ②									
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	（４）委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たっては、論点、争点等を明確にすること。		なし		
		（記述） ②									

条　項		検証結果集計（単位：人）					条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
		③									
		④									
		⑤									
第５条	議長及び議員の活動原則						議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき活動します。				
		16	0	0	0	0	（１）議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。		なし		
		（記述）									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	（２）議員は、議員相互間の討議を重んじて活動すること。		なし		
		（記述）									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	（３）議員は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をすること。		なし		
		（記述）									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	（４）議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指して活動すること。				
		（記述）									

条　項		検証結果集計（単位：人）					条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
		②							なし		
		③									
		④									
		⑤									
第６条	議員研修の充実強化	16	0	0	0	0	議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、別に定める芽室町議会議員研修要綱（平成24年3月30日制定）に基づき、議員研修を実施します。		なし		
		（記述）									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
		14	2	0	0	0	２　議会は、議員研修の充実、強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員研修計画を策定し、研修会及び研究会などを積極的に開催します。	・アドバイザー等大学教授に偏っている。	**検討**	**アドバイザーや研修内容について今後も検討が必要**	**研修内容については今後も検討しながら開催する。**
		（記述）									
		②	・より実践的な活動をする民間人をアドバイザーとする。 ・座学のみならず現地研修や体験型研修も取り入れる。（例として災害時訓練やファシリテーター訓練）								
		③									
		④									
		⑤									
第７条	議員の政治倫理	16	0	0	0	0	議会は、芽室町議会議員政治倫理条例（平成24年条例第33号）に基づき、議員は、二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使しません。		なし		
		（記述）									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
		13	3	0	0	0	議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を 十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保します。	・町民の意思を的確に把握することの拡充。 ・広報活動に取り組んでいるが町民に情報が十分届いていない状況がある。			
		（記述）									

条　項		検証結果集計（単位：人）					条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
第８条	町民参加及び町民との連携						・月１回程度、夜間に議会窓口（相談、意見徴収期間）を議員数名交代制で設置する。 ・議会ナビの発行や高校生との模擬議会の実施、議会モニター制度の運用など町民参加の取組は進展しているものの、これらをより持続的かつ体系的な制度として位置付ける必要があることから、町民参加の具体的手法として情報発信の充実、若者世代との対話機会の確保及びモニター制度の機能強化を明確化することを検討する。 ・アウトリーチ（議会カフェなど）での公聴活動を検討する。		なし		
		16	0	0	0	0	２ 議会は、本会議及び委員会並びに全員協議会（以下「議会の諸会議」とい います。）の日程及び内容は、事前に町民に周知するとともに、審議過程及び結果についても情報を公開し、共有します。		なし		
		（記述）									
		14	2	0	0	0	３ 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映します。	・これまで公聴会制度を運用して事例はない。	**検討**	**公聴会制度についてはどのような場面でできるなど活用の学ぶ機会が必要**	**公聴会制度について学ぶ機会の創出**
		（記述）									
			・公聴会制度の活用実績はないが運用方法などの具体的取り決めは作成すべき。 ・今後は必要に応じ制度の運用を検討する。								
		16	0	0	0	0	４ 議会は、請願、陳情を町民による政策提案と位置付け、審査においては、提案者の意見を聴く機会を確保します。				
		（記述）									

条　項		検証結果集計（単位：人）					条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
		13	3	0	0	0	５ 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。		検討	対象や手法ついては今後も協議・検討が必要	関連規定について検証し、必要に応じて改定する。
		（記述） ②	・条文に関連する実施規定の検証。 ・議会報告と意見交換会は毎年開催しているものの参加者層が固定化する傾向が見られることから、若者世代を対象とした特化回の設定やテーマ別分科会方式の導入、オンライン併用による参加機会の拡充など、多様な町民が参画しやすい開催手法への改善を検討する。 ・地域フォーラムのありかたを確認　実施時期、会場の設定。									
		③									
		④									
		⑤									
第９条	議会広報の充実	15	1	0	0	0	議会は、町政に係る論点、争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知します。	・広報手段としての「議会だより」は年齢層を問わず重要な媒体。	なし		
		（記述） ②	・読まれる「議会だより」をさらに目指し、検証を進める。若年層の声をどう生かしていくか。								
		③									
		④									
		⑤									
		11	5	0	0	0	２ 議会は、情報通信技術（ＩＣＴ）の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行います。	・広報を読む・ホームページを見ている町民の数を把握していない。 ・議会広報活動が町民に伝わっていない部分がある。 ・SNS運用については高校生などからも改善の意見がある。	検討	議会広報の充実について、委員会設置も含めて役割の検討が必要。	広報広聴委員会の設置も含め、議会の広報のあり方、手法等についても検討が必要
		（記述） ②	・議会だより及びホームページを見る町民の頻度のアンケート及び必要な情報の意見を聞き、新たな議会だよりのあり方を検討する。 ・広報広聴委員会等の検討。 ・情報通信技術の進展により情報取得手段が多様化する中、従来の紙媒体中心の広報に加え、ショート動画の活用や政策論点の図解化、AI字幕等による視認性の向上、若年層を意識したコンテンツ発信などを通じて、より多くの町民に届く議会広報へと発展させる取組を検討する。 ・委員会会議録についてはICTの活用により議員及び説明員の発言等をもう少し詳しく記載すべき。 ・限られた事務局の人的資源ではあるが、町民が情報を得やすい発信手法について引き続き検討する。									
		③									

条　項		検証結果集計（単位：人）					条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
		④									
		⑤									
第10条	議会白書、議会の自己評価	15	0	0	1	0	議会は、町民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図ります。		なし		
		（記述）									
		②									
		③									
		④	・（議会白書、議会の自己評価）とあるが、「自己評価」の捉えについていつも課題になるため整理が必要。「議会の活動評価」等と文言を改めたほうがわかりやすい。								
		⑤									
		12	2	1	1	0	2　議会は、議会の基礎的な資料・情報、議会の評価等を１年ごとに調製し、議会白書として町民に公表します。	・町民が読みにくい。 （画一的な内容…ページ数が多い） ・興味を持つキャッチ的な項目見出しが必要。	検討	議会評価と自己評価の違いが分かりにくいため、条文についても整理が必要	評価についてあらためて検証し整理する。
		（記述）									
		②	・議会白書及び自己評価が形式的な報告にとどまらないよう、議会活動の実効性を客観的に検証する観点から、KPIの設定や数値化による評価手法を導入し、自由討議の実施回数、議員提出議案数、町民参加事業の実施件数等を具体的指標として明示する仕組みの構築を検討する。 ・先進地議会の取り組みを参考にする。									
		③	・議会白書２年ごとで								
		④	・議会の評価とは、議会基本条例の検証なのか、次項の活性化策を指すのかわかりにくい。2項と3項については文言整理が必要と思う。								
		⑤									
		14	1	0	1	0	3　議会は、議会の活性化に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を１年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表します。		検討	議会評価と自己評価の違いが分かりにくいため、条文についても整理が必要	評価についてあらためて検証し整理する。
		（記述）									
		②	・自己評価の意義を町民に理解してもらうための検証。								
		③									
		④	・議会の評価とは、議会基本条例の検証なのか、次項の活性化策を指すのかわかりにくい。2項と3項については文言整理が必要と思う。								
		⑤									
		16	0	0	0	0	4　議会白書及び議会としての評価に関して必要な事項は、議長が別に定めます。				
		（記述）									

条　項		検証結果集計（単位：人）					条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
		②							なし		
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	町長等と議会は、それぞれの機関の特性を活かすとともに、政策をめぐる論点、争点を明確にし、緊張関係を維持しながら行政を運営します。				
		（記述） ②							なし		
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	２ 議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行います。				
		（記述） ②							なし		
		③									
		④									
		⑤									
		15	1	0	0	0	３ 議員は、一般質問等に当たっては、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開します。				
		（記述） ②	・政策論争を展開するにあたっては一般質問の時期と日程の再考を検討すべき。						なし		
		③									
		④									
		⑤									
		15	1	0	0	0	４ 議員は、一般質問の通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、討議の充実を図ります。	・質疑・答弁が重複することがある。			
第11条	町長等と議会、議員の関	（記述） ②	・無駄な議論を避け、政策討議とするため、答弁書は２日前に質問者に提出する（些細な変更は認める）。						なし		

条　項	検証結果集計（単位：人）					条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
	①	②	③	④	⑤					
係	③									
	④									
	⑤									
	16	0	0	0	0	5　議員は、二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しません。		なし		
	（記述） ②									
	③									
	④									
	⑤									
	16	0	0	0	0	6　議長から議会の諸会議への出席を要請された町長及び執行機関の長並びに職員（以下「町長等執行機関の長等」といいます。）は、議員の質疑及び質問に対して、議長及び委員長の許可を得て、論点、争点を明確にするため反問することができます。		なし		
	（記述） ②									
	③									
	④									
	⑤									
	16	0	0	0	0	7　議長から議会の諸会議への出席を要請された町長等執行機関の長等は、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、議長又は委員長の許可を得て、反論することができます。		なし		
	（記述） ②									
	③									
	④									
	⑤									
	15	1	0	0	0	議会は、町長等が提案する重要な政策等の意思決定においては、その水準を高めるため、次に掲げる政策形成過程を論点として審議します。 （1）　政策等の発生源 （2）　検討した他の政策等の内容 （3）　他の自治体の類似する政策等との比較検討 （4）　総合計画の実行計画及び個別計画における根拠又は位置付け （5）　関係ある法令及び条例等 （6）　政策等の実施に関わる財源措置 （7）　総合計画上の実行計画及び将来にわたる政策等のコスト計算		なし		
	（記述）									

条　項		検証結果集計（単位：人）					条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
第12条	政策形成過程等	②	・予算・決算での⑤の資料に、新規事業等の、（1）から（7）の記載を義務付ける。								
		③									
		④									
		⑤									
		15	1	0	0	0	2　議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後を想定した審議を行います。	・論点、争点の共有。			
		（記述）									
		②	・重要な塩飽における論点、争点を、事前に明確にし、共有する仕組みをつくる。						なし		
		③									
		④									
		⑤									
第13条	評価の実施	14	2	0	0	0	議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等（計画、政策、施策、事務事業等）の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行います。				
		（記述）									
		②	・決算審査後の議員間討議、必要の応じた政策提言など、10月に実施した議運の先進事務調査の成果を議会活動に反映してく。 ・政策サイクルの在り方について協議。						なし		
		③									
		④									
		⑤									
		14	2	0	0	0	2　議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示します。				
		（記述）									
		②	・決算審査後の議員間討議、必要の応じた政策提言など、10月に実施した議運の先進事務調査の成果を議会活動に反映してく。 ・政策サイクルの在り方について協議。						なし		
		③									
		④									
		⑤									

条　項		検証結果集計（単位：人）					条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
第14条	議決事項の拡大	9	2	5	0	0	議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第96条第２項の議決事件について、次のとおり定めます。 （１）　芽室町総合計画に係る基本構想及び実施計画 （２）　定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告 （３）　芽室町都市計画マスタープラン		現在は必要なし	必要に応じて改正を行う必要がある。	今後も議決事項については検証していく
		（記述） ②					・芽室公園再整備基本計画は、多額の財政支出と将来にわたる維持管理費を伴い、本町の都市機能及びまちづくりの方向性に大きな影響を及ぼす重要政策であることから、議会の議決責任をより明確にする観点に立ち、第14条第１項の議決事項に「芽室公園再整備基本計画」を追加する改正を検討する。 ・他自治体事例を参考にし、他に議決が必要な案件（町の計画）がないか検証する。				
		③					・現在、パークPFI手法を含む芽室公園再整備構想の策定が進められている。委員会調査においては、構想段階では具体的な事業費は示されず、今後の計画策定段階で明らかになるとの説明があった。 　特に、パークPFIは民間活力の導入という新たな手法を用いるものであり、初期投資のみならず維持管理費、収支見通し、リスク分担なども含めた総合的な検証が求められる。これは単なる施設整備ではなく、町の将来に影響を及ぼす政策判断である。 　過去の新嵐山における事業の経過を踏まえれば、個別判断の積み重ねの結果として全体像が見えにくくなり、結果的に大きな財政負担を生じさせることのないよう、制度的な歯止めを講じる必要がある。同じ轍を踏まないためにも、構想段階から議会が全体計画に関与し、議決責任を明確に果たす仕組みを整えるべきである。 　よって、地方自治法第96条第２項に基づく議決事件として、芽室公園再整備計画を新たに位置付けることを検討すべきと考える。 　しかしながら、公園全体の再整備に係る総事業費や将来的な財政負担の全体像が示されないまま、個別の整備事業費のみが単年度ごとに提示される形では、議会として総合的・中長期的な観点から適切な判断を行うことは困難である。事業を構成する個別事業の可否だけでなく、全体構想として妥当か、財政規律との整合が図られているか、将来世代への負担が適正かといった観点からの審査が不可欠である。 ・「芽室公園再整備基本計画」は、多額の経費が見込まれることから、議決事項とする改正が必要と考えます。 ・大規模プロジェクト案件については議決事件として追加すべき。 ・議会として、監視機能を強化するための議決事項の拡大は重要。議会内での協議は早急に実施すべき。 ・議決事項の検証と改正が必要。				
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	議員は、通年議会制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問を行うことができます。		なし		
		（記述） ②									
		③									
		④									
		⑤									
		15	1	0	0	0	２　議会は、文書質問の通告文及び町長等の回答文を、議会だより、議会ホームページ等により町民に公表します。				
		（記述）									

条　項		検証結果集計（単位：人）					条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
第15条	文書質問	②	・文書質問の議会だよりにおける公表の在り方について協議が必要。						なし		
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	3　文書質問について必要な事項は、芽室町議会会議条例（平成24年条例第32号。以下「会議条例」といいます。）で定めます。		なし		
		（記述）									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
第16条	自由討議による合意	14	2	0	0	0	議会は、議員による討議の場であり、議員相互の討議を中心に運営します。	・討議に参加しにくい。	検討	議員間討議の充実の必要性	議員間討議について改めて検証し充実を図る
		（記述）									
		②	・自由討議は委員会ごとに分けるるなど、積極的に意見を述べ合う仕組みが必要。 ・自由討議手法の改善や本会議での自由討議なども検討する。								
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	2　前項の規定に基づき、本会議及び議会の諸会議への町長等に対する出席要請は、必要最小限に留めるものとし、議員間で活発な討議を行います。		なし		
		（記述）									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
		15	1	0	0	0	3　議会は、委員会における委員外議員が発言できる機会を保障します。		なし		
		（記述）									
		②	・自由討議に参加または発言できるかどうかは検討すべき。								

条　項		検証結果集計（単位：人）					条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
	形成	③									
		④									
		⑤									
		15	1	0	0	0	4　議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案及び請願並びに陳情等を審議し結論を出す場合には、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たします。		なし		
		（記述） ②	・自由討議を可能な限り会議中に行う。								
		③									
		④									
		⑤									
		15	1	0	0	0	5　議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成を行います。	・簡素的な仕組みの構築が必要。	なし		
		（記述） ②	・事務局の役割強化。								
		③									
		④									
		⑤									
第17条	議員政策討論会の開催	14	2	0	0	0	議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議会としての共通認識を深めるとともに、政策形成能力の向上を図るため、議員政策討論会を開催します	・今期はまだ実践事例がない。	検討	政策討論会について目的や手法など共通認識を図る必要がある	政策討論会について目的や手法など共通認識を図り、政策形成能力の向上につなげる
		（記述） ②	・政策討論会開催の必要性について共通認識を持ち、年間の委員会スケジュールに組み込む。 ・政策討論会の意義の確認が必要。								
		③									
		④									
		⑤									
		15	1	0	0	0	2　議員政策討論会について必要な事項は、議長が別に定めます。	・論点が分かりにくく、共有ができていない。	なし		
		（記述） ②	・事前に論点を、明確に短文で整理し伝える仕組みの構築。								
		③									

条　項		検証結果集計（単位：人）					条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
		④									
		⑤									
第18条	適正な議会費の確立	16	0	0	0	0	議会は、議会費について、一定の標準率などを用いて適正な議会活動費の確立を目指します。		なし		
		（記述）									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
		15	0	0	1	0	2 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算を確保します。		なし		
		（記述）									
		②									
		③									
		④	・条文の「より円滑な議会運営」とは、どのような意味を持つのか。今一度確認が必要。								
		⑤									
		16	0	0	0	0	3 議会は、議長交際費を含めて、議会費の使途等を議会だより及び議会ホームページ等により町民に公表します。		なし		
		（記述）									
		②									
		③									
		④									
		⑤									
第19条	議長、副議長志願者の所信表明	16	0	0	0	0	議会は、議長、副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けます。		なし		
		（記述）									
		②									
		③									
		④									
		⑤									

条　項		検証結果集計（単位：人）					条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
第20条	附属機関の設置	16	0	0	0	0	議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で 構成する附属機関を設置します。		なし		
		（記述） ② ③ ④ ⑤									
		16	0	0	0	0	2 附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めます。		なし		
		（記述） ② ③ ④ ⑤									
第21条	調査機関の設置	16	0	0	0	0	議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第100条の２の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置します。		なし		
		（記述） ② ③ ④ ⑤									
		16	0	0	0	0	2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えます。		なし		
		（記述） ② ③ ④ ⑤									

条　項		検証結果集計（単位：人）					条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
		16	0	0	0	0	3　調査機関に関し必要な事項は、会議条例で定めます。		なし		
		（記述） ②									
		③									
		④									
		⑤									
第22条	議会事務局の体制整備	16	0	0	0	0	議会は、法第138条第２項の規定に基づき、芽室町議会事務局を置きます。		なし		
		（記述） ②									
		③									
		④									
		⑤									
		14	1	0	1	0	２　議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ 効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ります。なお、当分の間は、執行機関の法務及び財務機能の活用、職員の併任等を考慮します。	・条例・修正・意見書作成する余裕がない。	検討	文言整理の必要がある	条文について再度検証する
		（記述） ②	・事務局体制の強化、人員増、条例・修正・意見書作成の仕組みづくり。								
		③									
		④	・「なお、当分の間は、」の文言は実態を踏まえると削除しても良い。								
		⑤									
		16	0	0	0	0	３　議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ町長と協議します。		なし		
		（記述） ②									
		③									
		④									
		⑤									

条　項		検証結果集計（単位：人）					条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
第23条	議会図書室の充実	15	1	0	0	0	議会は、法第100条第18項の規定により、議会図書室を適正に管理し運営するとともに、その機能を強化します。		なし		
		（記述）									
		②	・管理規定や蔵書目録がはっきりしていない。								
		③									
		④									
		⑤									
		14	1	0	1	0	2　議会図書室は、議員のみならず、町民、町長等においても利用することができます。	・今年度、町民に向けた議会の取り組みの資料提示があった。	**検討**	**議会図書室の活用の方向性及び条例の文言について整理が必要**	**議会図書室の活用については今後の方向性について検証する。文言について検討する**
		（記述）									
		②	・更なる議会図書室の活用の検証。								
		③									
		④	・字句の整理が必要と感じる。								
		⑤									
		15	1	0	0	0	議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めます。	・「定数・報酬」に関する意見交換会において議会の活動が見えないとの指摘があった。	なし		
		（記述）									
		②	・「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指すという条例前文の重要性の検証。								
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	2　議会は、前項の改革に取り組むため、議会活性化計画を策定し、実行と評価について全議員で協議します。		なし		
		（記述）									
		②									
		③									
		④									
		⑤									

条　項		検証結果集計（単位：人）					条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
第24条	議会改革及び活性化の推進	16	0	0	0	0	3　議会は、他の自治体議会との交流及び連携を推進し、分権時代にふさわしい議会のあり方についての調査、研究等を行います。		なし		
		（記述） ②									
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	4　議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、速やかに調査、研究等を行います。		なし		
		（記述） ②									
		③									
		④									
		⑤									
		15	1	0	0	0	5　議会は、議会モニター及び議会サポーターを設置し、提言その他の意見を聴取するとともに、議会運営に反映します。	・核心的な意見を抽出が難しい。	なし		
		（記述） ②	・明確なテーマを設定し、モニターのみで議論する場をつくり、役割分担も同様に議論結果をもとに、議員とモニターとの議論の場を設ける。								
		③									
		④									
		⑤									
第25条	災害時の対応	14	1	0	1	0	議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握すると共に、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行います。		なし		
		（記述） ②	・定期訓練実施規定の追加を検討。								
		③									
		④	・条文整理が必要か？BCP計画に応じた行動。								
		⑤									

条　項		検証結果集計（単位：人）					条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
[illegible]	の対応	15	0	0	1	0	2　前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応について必要な事項は、議長が別に定めます。		なし		
		（記述） ② ③ ④	・議長→議会災害時対応基本計画								
		⑤									
第26条	通年議会	16	0	0	0	0	議会は、第24条の目的を達成し使命を果たすため、会期を通年とします。		なし		
		（記述） ② ③ ④ ⑤									
		16	0	0	0	0	2　会期を通年とするために必要な事項は、会議条例で定めます		なし		
		（記述） ② ③ ④ ⑤									
		16	0	0	0	0	議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行います。		なし		
		（記述） ② ③ ④ ⑤									

条　項		検証結果集計（単位：人）					条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
第27条	議会運営の原則	15	1	0	0	0	2　議会は、芽室町議会傍聴条例（平成24年条例第34号）に定める町民等の傍聴に関して、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行います。		なし	傍聴資料については検証が必要	傍聴資料の再検討
		（記述） ②	・資料の提供媒体は紙資料のみならずタブレット貸与などの検討も必要。								
		③									
		④									
		⑤									
		14	2	0	0	0	3　議会は、会議を定刻に開催し、会議を休憩する場合には、その理由、再開の時刻を傍聴者に説明します。	・会議の運営手法が共有されていない。	なし		
		（記述） ②	・ロバート議事法の研修が必要。 ・委員会における休憩時間及び理由は示されることが少なく条文どおり説明する必要がある。								
		③									
		④									
		⑤									
第28条	議員定数	15	0	1	0	0	法第91条第１項の規定に基づき、芽室町議会の議員の定数は、16人とします。		なし		
		（記述） ②									
		③	・15名と条文の改正。現状として常任員会の一つは7名で委員会活動できているので最低限の人数は7名。だとすると15名でも議会は運営できると考える。								
		④									
		⑤									
		15	0	0	0	1	2　議員定数の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分活用します。	・参考人制度及び公聴会制度は活用しなかった。	なし		
		（記述） ②									
		③									
		④									
		⑤									

条　項	検証結果集計（単位：人）					条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
	①	②	③	④	⑤					
	15	0	0	1	0	3　議員定数の改正については、法第 74 条第１項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。		検討	「必ず」の文言について整理が必要	文言整理
	（記述） ② ③ ④　・条文の検証と改正が必要。 ⑤									
第29条　報酬等	16	0	0	0	0	議員の報酬及び費用弁償並びに期末手当（以下「報酬等」という。）は、別に条例で定めます。		なし		
	（記述） ② ③ ④ ⑤									
	16	0	0	0	0	2　前項に規定する条例においては、適正な報酬等の確立を期すため、報酬の標準率又は報酬額を示します。		なし		
	（記述） ② ③ ④ ⑤									
	15	0	0	0	1	3　報酬等の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用します。	・参考人制度及び公聴会制度は活用しなかった。	なし		
	（記述） ② ③ ④ ⑤									

条　項		検証結果集計（単位：人）					条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
		16	0	0	0	0	4　報酬等の改正については、法第74条第１項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。		検討	「必ず」の文言について整理が必要	文言整理
		（記述） ②									
		③									
		④									
		⑤									
第30条	最高規範性	16	0	0	0	0	この条例は、議会の最高規範であり、この条例に違反する条例、規則、規程等を制定しません。		なし		
		（記述） ②									
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	2　議会及び議員は、この条例を遵守します。		なし		
		（記述） ②									
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	3　議会は、議会に関する憲法、法律、その他法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に定める理念、原則に照らして判断します。		なし		
		（記述） ②									
		③									
		④									
		⑤									

条　項		検証結果集計（単位：人）					条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
第31条	検証及び見直し手続	15	1	0	0	0	議会は、１年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、公表します。		なし		
		（記述） ②	・条例の検証が形式的な自己点検にとどまることのないよう、客観性と実効性を高める観点から、外部評価の導入や議会モニターの意見との連動などを取り入れた検証手法の充実を図ることを検討する。								
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	２ 議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めたうえで、この条例の改正を含めて適切な措置を講じます。		なし		
		（記述） ②									
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	３ 議会は、この条例を改正する際には、いかなる場合でも改正の理由、背景を町民に説明します。		なし		
		（記述） ②									
		③									
		④									
		⑤									

2024 マニフェスト大賞議会改革部門優秀賞



［政策提案する議会へ］

北海道芽室町議会

082-8651

北海道河西郡芽室町東２条２丁目 14 番地

http://www.memuro.net/gikai/gikai.htm

e-mail　g-shomu@memuro.net

tel0155-62-9731　fax0155-62-9813

第 19 回マニフェスト大賞議会改革部門優秀賞受賞(2024)